

第 9 章 消費税

9-5 消費税の課税対象外取引

Q 9-5

消費税の課税対象外取引について教えてください。

A 9-5

消費税は国内において事業者が対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付けおよび役務の提供ならびに外国貨物の保税地域からの引取りに課税されますので、次のような対価性がなく資産の譲渡等に該当しない取引や、国外において行われる取引は、消費税の課税の対象外（不課税取引）となります。

- (1) 対価性がなく資産の譲渡等に該当しない取引
 - ・資産の無償貸し付け
 - ・贈与（みなし譲渡となるものを除きます。）
 - ・同業者団体等の会費（対価性のないものに限りです。）
 - ・受取保険金
 - ・株式・出資に係る利益の配当等
 - ・物品切手の発行
 - ・受託販売による物品切手の販売（受領すべき販売手数料は課税となります。）
 - ・僧侶のお布施、戒名料等
 - ・お礼、お守り、おみくじの販売
 - ・入学寄付金
 - ・入湯税
 - ・罰金、科料、過料
 - ・外貨建債券・債務に係る為替換算差損益または為替決済差損益
 - ・給与等を対価とする役務の提供（退職金を含みます。）
 - ・出向社員に係る給与負担金
 - ・建物賃貸借契約の中途解約に係るキャンセル料
 - ・リース物件の滅失により支払う規定損害金（リース物件のバージョンアップ等を図るため、リース業者およびユーザーが合意の下に解約する場合の解約損害金は課税となります。）
 - ・冠婚葬祭に伴う祝金、見舞金、ご祝儀、香典等
 - ・本店と海外支店との間で授受される利子
 - ・収益補償金、経費補償金、移転補償金
 - ・差入保証金・敷金（返還されるものに限りです。）
 - ・譲渡担保（一定の要件を満たすものに限りです。）
- (2) 国外において行う取引
 - ・国外にある資産の譲渡または貸付け
 - ・国外での請負工事（下請工事を含みます。）
 - ・いわゆる三国間貿易
 - ・国外間の輸送
 - ・本邦からの輸出貨物に係る船荷証券の譲渡
 - ・海外出張等に係る外国におけるホテル代、食事代、交通費等
 - ・海外出張のために支給する旅費、宿泊費、日当等